

茨城県不法就労活動の防止に関する条例（案）に関する意見募集の実施結果

1 意見募集期間

令和8年2月24日（火）から同年3月25日（水）まで

2 意見提出者数

474人（意見総数617件）

※類似の意見については、県においてまとめて回答

3 意見の概要

(1) 条例全体についての意見

意見の要旨	意見に対する県の考え方
外国人差別や偏見、排外主義等を助長するおそれがある	<ul style="list-style-type: none">・本県の不法就労者数は4年連続で全国最多であるとともに、直近5年間における外国人の摘発人数は、ピーク時（2001年～2005年）に比べ、全国では4割減少する一方で、本県では45パーセント増えている状況にあります。・また、不法就労が治安の悪化の温床となっているのではないかと不安の声も寄せられており、治安悪化への懸念の強まりが見受けられます。・こうした状況のもと、県民の中に、感情面で外国人全体に対する偏見や不信感が生まれつつあり、このまま不法就労を放置しては、真面目に働いている外国人に対する不当な差別や排斥につながってしまうことを大変懸念しております。・このため県としては、不法就労などの違法行為に厳格に対応していくという姿勢を示す必要があると考えております。・不法就労を厳正に是正することは、外国人の人権を損なうものではなく、むしろ人権侵害構造を固定化させないために必要なものであると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
市民の相互監視や分断等を助長するおそれがある	<ul style="list-style-type: none">・本条例は、事業者や県民の方に、事業者、県民又は外国人の方同士の監視等を求めるものではなく、分断等を助長するものではないと考えております。
県民へ責務を課すことに懸念がある	<ul style="list-style-type: none">・不法就労の防止には、県民の皆様の御協力が不可欠ですので、御協力のほどよろしくお願いいたします。
地方自治体の役割を逸脱しているのではないか	<ul style="list-style-type: none">・不法就労者数が4年連続で全国最多となっていることなどを踏まえ、県としても不法就労防止に係る取組を行う必

不法就労対策は国の専権事項であり、国の権限を侵すものではないか	<p>要があると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組に当たっては、取締権限を持つ警察や出入国在留管理庁等と連携し、法令で認められた範囲内で対応してまいります。
条例の必要性に疑問がある、この条例は必要ないのではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・不法就労者数が4年連続で全国最多となっていることなどを踏まえ、県としても不法就労防止に係る取組を強化する必要があると考えています。
不法就労の何が問題なのか明確にされていない	<ul style="list-style-type: none"> ・このまま不法就労を放置しては、真面目に働いている外国人に対する不当な差別や排斥につながってしまうことを大変懸念しておりますので、本条例は外国人への人権侵害の構造を固定化させないためにも必要なものであると考えております。
凶悪犯罪でもなく、単に働いているだけの「不法就労」を、なぜ特に取り上げて厳格に取り締まる必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例は、本県の不法就労対策への姿勢を示すとともに、事業者や県民の皆様にも不法就労対策への協力をお願いするものとして制定するものですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
不法就労を取り締まる理由についてデータの裏付けがない	
条例の制定は税金の無駄遣いである	
「不法就労」及び「不法就労者」の定義は	<ul style="list-style-type: none"> ・「不法就労」は、入管法第24条第3号の4イに規定する不法就労活動を指し、「不法就労者」は、当該不法就労活動を行う者であると考えております。
「不法就労」の定義の見直しを	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の条例は、法令に違反しない限りにおいて制定できるとされています（地方自治法第14条）。
「不法就労」ではなく「非正規就労」等の表現に変更を	<ul style="list-style-type: none"> ・このため、本県では、入管法において定義され、用いられている「不法就労活動」という表現を採用しております。
条例制定前に専門家や関係機関等との調整を	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を所管する国の機関等とは、事前に確認や意見交換を行ったほか、広く一般の意見を聴取するため、パブリックコメントを行っております。
条例案について、当事者や関係者へのヒアリングが実施されていないとのことだが、条例制定の手続きとして問題がある	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、規定内容について、差別や人権侵害が起きる心配はないものと考えておりますので、専門家等の意見を事前に聴取する必要はないものと考えます。
単独の課（労働政策課）の発案ではなく、関係課と連携・検討の上議題とするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に庁内各課と調整や意見交換を行っております。

不法就労者の保護や正規労働者化を行うべき	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関として、入管法等の関係法令を遵守する必要がありますので、法令の規定に従い対処してまいります。
悪意ではなく、やむを得ない事情により不法就労を行う者もいるのではないか	
不法就労者及び不法就労者を雇わざるを得ない事業者の支援を	
人権を軽んじている入管法や技能実習制度などを正すべき	
条例制定により、かえって不法就労の地下化を招くのではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・このまま不法就労を放置しては、真面目に働いている外国人に対する不当な差別や排斥につながってしまうことを大変懸念しておりますので、本条例は外国人への人権侵害の構造を固定化させないためにも必要なものであると考えております。
不法就労問題が生じる原因の解明が先ではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・不法就労問題が生じる原因の解明は、本条例の制定の目的の一つです。事業者への調査などを通じて、原因の解明にも取り組んでまいりたいと考えております。
県内の不法就労者が減っても、県外から新たに不法就労者が入ってくるのではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・不法就労対策については、周辺他県とも適宜連携して取り組んでまいりたいと考えております。
県職員に過剰な負担をかけ、行政運営の質を低下させる	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の部署（外国人適正雇用推進室）を設け、職員を配置しております。
調査や罰則の対象となるのは、業者やブローカーであるという点が周知されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の目的や内容について皆様に御理解いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。
県の事業（補助事業や公共工事等）の実施要領及び契約書に、本条例の規定を遵守するよう記載してはどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例において、事業者及び県民の皆様の責務に関する規定を設ける予定でございますので、当該規定で足りるものと考えております。
本条例の施策に協力的な事業者に対し、その認定と認定マークの使用を認	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人材の適正雇用に取り組む事業者が自ら宣言する「適正雇用推進宣言制度」がありますことから、そちらの促進を図ってまいります。

めるような策を講じてほしい	
調査を行う職員に強力な権限を付与すべき	・不法就労対策に当たり、取締り権限は入管法において警察官、入国警備官等の一部の公務員に限定されておりますので、条例で県職員に取締り権限を付与することはできません。
市民による通報手段が乏しい	・今年度、本県において、一般の方にインターネットから通報いただくシステムを構築予定です。
不法就労を解消する取組について国に要望を	・必要に応じて国への要望も検討してまいります。
条例施行によって外国人の人権が守られているか監督する第三者機関の設置を	・規定内容について、差別や人権侵害が起きる心配はないものと考えておりますので、第三者機関を設置する必要はないものと考えています。
不法就労の防止だけでなく適正な労働環境の保護についても明記を	・外国人労働者の保護や適正な雇用については、労働施策総合推進法等の既存の法令の規定がございますので、そちらでカバーできるものと考えております。
ハラスメント等の雇用主側の問題について、県として実効性のある取組を	
行政書士の積極的な活用を	・必要に応じて連携を検討してまいります。
外国人労働者がいなくなったら、茨城県の農業が成り立たなくなるのではないか	・本条例は不法就労の防止を図るものであり、外国人労働者の排除を行うものではございません。 ・また、農業における人手不足に対応するため、収穫期等の繁忙期に対応可能な、特定技能等の適法な外国人労働者を紹介する取組なども進めております。
行政調査権の過剰適用である	・不法就労の防止のため実施するものですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
学校において、外国籍の子どもに対するいじめを助長するのではないか	・逆に、不法就労を放置することにより、真面目に働いている外国人やその家族に対する不当な差別や排斥につながってしまうことを大変懸念しておりますので、外国人への人権侵害の構造を固定化させないためにも必要な取組であると考えております。 ・本条例の目的や内容を十分に御理解いただけるよう、学校関係者はもとより、外国人を含む県民への説明に尽くしてまいります。

(2) 個別の規定事項についての意見

意見の要旨	意見に対する県の考え方
条例名を「茨城県外国人就労活動支援条例」としてほしい	・条例の名称につきましては、制定の目的等を踏まえ、適切な表記について引き続き検討してまいります。
条例名に「外国人」が入っていないのに、外国人の問題を取り扱っている	
「労働に従事することを目的として本県に在留する外国人の在留の公正な管理を図る」ことは人権侵害に当たるのではないか	・本条例の目的はあくまでも不法就労活動の防止であり、それを超えた外国人労働者全体の管理までも意図するものではありませんので、条文化に当たっては、適切な表記となるよう検討してまいります。
事業者だけでなく、学校等の教育機関にも責務を課すべきではないか	・不法就労対策としては、事業者に責務を課せば足りるものと考えております。
不法就労防止推進月間は不要である	・事業者及び県民の不法就労防止に対する関心と理解を深めるために必要なものと考えますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
不法就労防止推進月間は11月ではなく、国と同じ6月とするべき	・11月頃は、露地物農作物の収穫時期等を迎えるなどして、本県の不法就労活動の70%を占める農業において、不法就労活動が多いとされている時期です。 ・また、製造業等のその他の業種においても、年末商戦及びその後の年度末を控え、労働力全般の需要が高まる時期であるため、人手不足への懸念から、事業者が不法就労者を雇用してしまうおそれがあります。 ・これらの状況を踏まえ、毎年11月を「不法就労防止推進月間」に設定することとしましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
県の調査により不法就労が発覚した場合などの緊急性の低いケースについては、入管への通報が適切である	・本県は、主に不法就労助長罪違反の疑いのある事業者等の情報を取り扱っておりますので、刑事手続を行うことができる警察への情報提供を予定しています。

事業者への雇用状況調査において不法就労が判明した場合、警察等への通報を行うとあるが、これにより、当該調査が事実上の摘発・監視活動として機能するのではないかと	・当該調査は、外国人の雇用状況を調査し、効果的な不法就労対策を講じるために実施するものです。この際、副次的に不法就労活動が判明した場合に、取締り権限のある警察等へ通報を行うものです。このため、当該調査は摘発や監視活動には当たらないものと考えております。
警察への通報は不要である	・県では不法就労活動に関し捜査権限を有しない一方で、行政機関として違法な状況を認識しつつ放置することもできませんので、御理解ください。
条例骨子案のカ（調査の実施）の法的根拠は何か	・地方自治法における条例制定権に基づいて本県独自に取り組むものですが、入管法の趣旨を踏まえつつ、同法を補完する取組として実施したいと考えております。

(3) 取締りの強化についての意見

意見の要旨	意見に対する県の考え方
外国人の取締りを強化してほしい	・本県では、安易に不法就労者を雇う事業者が多数存在することが最大の問題であると認識しております。このため、本県では事業者への巡回指導を行うとともに、広く一般から、不法就労を助長している疑いのある事業者等に関する情報の提供を求めています。
事業者も外国人も取り締まってほしい	
事業者への指導・摘発の強化を	・当該事業者等の情報を県警に提供していくことにより、不法就労を防止してまいりたいと考えております。
罰則を設けてほしい	・既に入管法（不法就労助長罪）及び労働政策総合推進法（外国人雇用状況の届出の懈怠等）に罰則規定がありますので、本県の条例において独自の罰則を設けること及び罰則を強化することはできません。
罰則の強化を	
外国人による交通違反も取り締まってほしい	・今回の条例は不法就労活動の防止を目的としておりますので、交通違反への対応については対象外となります。
条例の対象を不法滞在者まで広げるべき	・不法就労者数が4年連続で全国最多となっていることなどを踏まえ、県としても不法就労防止に係る取組を行う必要があると考え、各種取組を実施しております。 ・また、本県では、安易に不法就労者を雇う事業者が多数存在することが最大の問題であると認識しておりますので、本県では事業者への巡回指導を行うとともに、広く一般から、不法就労を助長している疑いのある事業者等に関する情報の提供を求めています。 ・不法滞在については、出入国在留管理庁又は警察へ御相談いただきますようお願いいたします。

(4) 外国人政策全般についての意見

意見の要旨	意見に対する県の考え方
外国人との共生施策の推進を	<ul style="list-style-type: none"> 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、社会のルールの啓発や生活に必要な日本語の習得支援等により、外国人が日本人と良好な関係を構築し、地域に溶け込める環境づくりを推進してまいります。
外国人労働者の受入れ推進を	<ul style="list-style-type: none"> 急激な人口減少に伴う人手不足が大きな問題となっていることから、本県では、本県産業を支える優秀な外国人材を確保するため、外国人材から選ばれる県づくりを進めておりますので、引き続き当該取組を推進してまいります。
県が進める外国人材の受入促進政策と矛盾している	<ul style="list-style-type: none"> 不法就労対策は、単に治安の確保のみならず、適正に働く外国人労働者の人権を守るという視点もあり、法に基づき適正に、真面目に、県内で働く外国人が安心して働くことができるようにしなければ、外国人から本県が選ばれなくなってしまう恐れがありますので、不法就労対策に取り組んでいく必要があります。このため、県の施策や全国知事の共同宣言の趣旨に反するものではないと考えております。
外国人材が来なくなってしまうおそれがある	
多文化共生社会の実現をめざす全国知事の共同宣言の趣旨に反する	
外国人労働者向けの相談窓口の設置を	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者に対する相談支援については、関係法令を所管する出入国在留管理庁（外国人在留総合インフォメーションセンター、ワンストップ型相談センター、外国人在留支援センター）及び労働局（外国人労働者の労働条件相談コーナー）の相談窓口がありますので、そちらで対応いただくのが適切と考えています。
外国人労働者の労働環境の改善支援を	<ul style="list-style-type: none"> 本条例については、不法就労の防止を図ることにより、外国人労働者の労働環境の改善にも資するものと考えております。 なお、労働環境の改善については、まずは労働関係の法令を所管する国において指導、監督等の強化を行うべき問題であると考えておりますが、県においても、事業者訪問等を通じて、事業者に対して外国人労働者の労働環境の改善について、働きかけを行っております。
外国人材から選ばれる県づくりを目指すことに疑問を感じる	<ul style="list-style-type: none"> 急激な人口減少に伴う人手不足が大きな問題となっておりますので、本県では、本県産業を支える優秀な外国人材を確保するため、外国人材から選ばれる県づくりを目指しております。御理解のほどよろしくお願いたします。
外国人労働者の受入れに規制を	

不法就労対策を理由に、結果として外国人就労者の受け入れ拡大につながる制度改変を行わないこと	
外国人の入国手続き段階での審査の厳格化を	・ 出入国管理については国の専権事項となりますので、条例での対応はできかねますが、不法就労の水際での防止については、引き続き国において適切に取り組んでいただきたいと考えております。
外国人労働者を「人財」と書くのをやめてほしい、せめて「人材」にしてほしい	・ 県総合計画においては、「新しい人財育成」をはじめとする4つのチャレンジを掲げ、計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に取り組んでまいりました。そのような中、これからの茨城を担う子どもたちや、本県の社会経済活動に貢献し、多様な活力の源泉となる外国人の方々などを「人財」を表記しております。

(5) パブリックコメントについての意見

意見の要旨	意見に対する県の考え方
添付資料の情報量が少なく、判断のしようがない 条例の案文を添付してほしい	・ パブリックコメントの実施前にお示しできるのは概要、骨子等が限界で、条例案文をお示しすることは困難です（パブリックコメントの結果等を踏まえて案文を作成します）ので、御理解願います。
日本語以外の言語による意見も受け付けてほしい	・ 今後の参考とさせていただきます。
パブリックコメントで寄せられた意見について、複数の意見をまとめて回答することに反対する	・ 多数の御意見をいただいておりますので、可能な限り類似の意見はまとめて回答させていただいております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

(6) その他の意見

意見の要旨	意見に対する県の考え方
通報報奨金制度の導入に懸念がある	<ul style="list-style-type: none">・通報報奨金制度は、本条例を直接の根拠として実施するものではございません。別途要項等を整備予定です。・なお、制度の具体的な中身については、通報の対象を違法行為である不法就労を助長している事業者に関する情報に限定し、外国人個人に関するものは受け付けません。・また、通報手段については、今後整備する「不法就労情報提供システム」を通じて提供されたものに限定した上で、通報者の住所、氏名及び連絡先を必ず明記していただきます。・さらに、通報情報を限定、明確化し、見た目や先入観、思い込みに加え、虚偽的、差別的、誹謗中傷を含む悪意のある通報については、一切排除いたします。そうした誤った通報がなされないよう、通報者に対して、基準・対応方針などを明確に示すガイドラインを作成し、周知を徹底してまいります。・報奨金については、最終的に事業者の逮捕に繋がるなど、より具体的で根拠のある有益な情報の提供に限り支払うことといたします。
通報報奨金制度について、パブリックコメント時に説明がない。	<ul style="list-style-type: none">・通報報奨金制度は、本条例を直接の根拠として実施するものではございません。このため、そもそも同制度について本パブリックコメントで意見をいただくことを想定しておりません。